

情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。



住友生命のお問合せ窓口

0120-506154

受付時間 月～金曜日：午前9時～午後6時（日曜・祝日・12/31～1/3を除く）
土曜日：午前9時～午後5時

- お問合せ内容によって翌営業日に改めてお電話させていただく場合がございますのでご了承ください。
- 証券番号（お客さま番号）をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。



お知らせ

「スマセイ安心だより」を送付します。

年に1回、住友生命からご加入の契約内容の現況や各種手続きに関するご案内等についてお知らせします。

- 郵送による通知またはスマセイダイレクトサービスにてご確認ください。



ホームページ

住友生命

検索

<https://www.sumitomolife.co.jp>

お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き（住所変更等）や契約内容の照会ができる「スマセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

参照 P5 をご確認ください。

- 満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。

公的保険制度についてご理解ください

様々なリスクに備えるための保険には、大きく分けて「公的保険」と「民間保険」があります。「公的保険」を補完する面をもつ「民間保険」のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解したうえで、必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要です。

公的保険制度についてはこちら



生命保険募集人について

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等がされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

⚠️ ご検討にあたっては、「契約概要／注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」「ご提案内容説明書」を必ずご確認ください。詳細は住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「商品パンフレット」の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)

〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索

住友生命

2024年4月版

将来の「死亡保障」とともに 「資産形成」をお考えのお客さまへ

ふるはーと

低解約返戻金型無配当特別終身保険

将来の「死亡へのそなえ」と「資産形成」に
ご活用できる終身保険です。



毎月保険料をお払い込みいただく場合(月払い)

● 保険料払込方法は月払いの他に年2回払い、年1回払い、全期前納もお選びいただけます。
※ 経済情勢等によっては、全期前納をお取り扱いできない場合があります。

→ ご契約時

- ✓ ライフプランにあわせて、**保険料**または**保険金額**、**保険料払込期間**、**払込方法**を設定していただけます。
【詳細】「契約概要/注意喚起情報」の「契約概要 4」をご確認ください。
- ✓ **2つの健康状態の告知項目**のいずれにもあてはまらなければお申し込みいただけます。
- ✓ 基本保険金額、(災害)死亡保険金額、解約返戻金額は円建てでご契約時に確定します。

→ 第1保険期間 (5年間または10年間^(*))

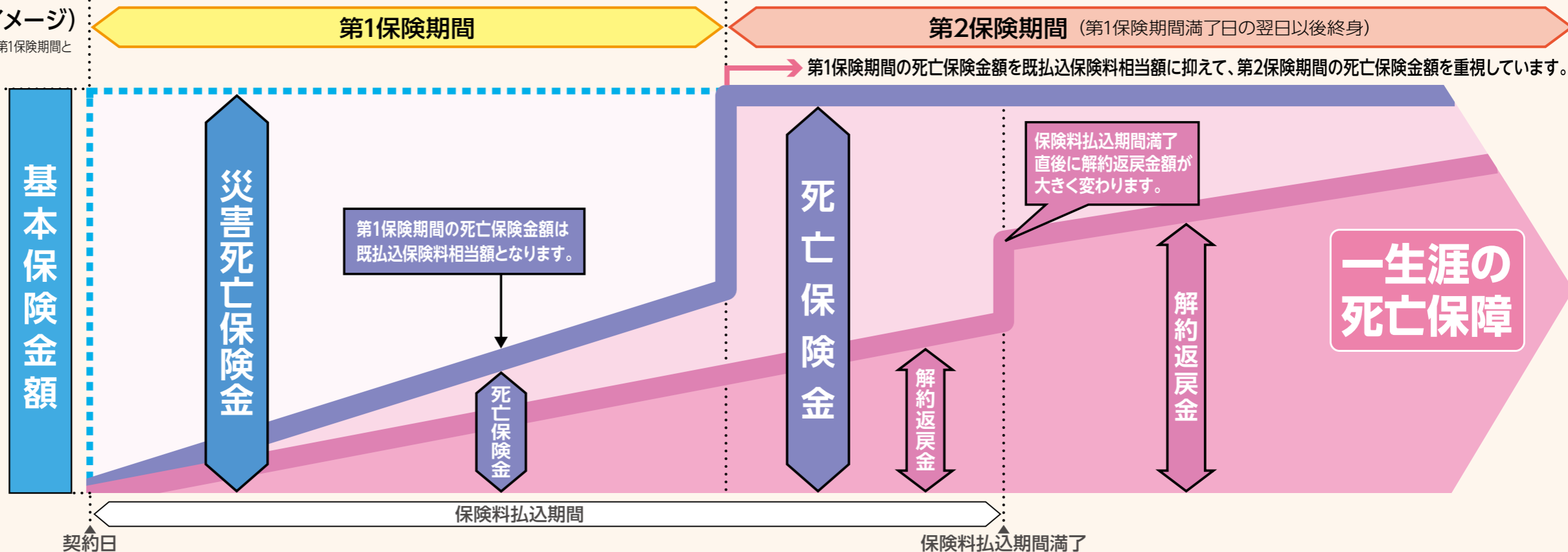
- ✓ 死亡保険金額は**既払込保険料相当額**となります。
 - ✓ 交通事故などでお亡くなりになった場合にお支払いする**災害死亡保険金額は、基本保険金額と同額**となります。
- (*) ご契約年齢により異なります。
(契約年齢 49歳以下 : 10年間)
(契約年齢 50歳以上 : 5年間)

→ 第2保険期間

- ✓ 死亡保険金額は、**基本保険金額と同額**になります。
- ✓ 解約返戻金額は保険料払込期間満了直後に増加し、**以後死亡保険金額を上限に増加し続けます。**
! 保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額となります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。
- ✓ 将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金を原資として**年金でお受け取り**いただくこともできます。
【詳細】「契約概要/注意喚起情報」の「契約概要 5」をご確認ください。

! 被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。
● 保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としております。保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。
● 解約返戻金額は、保険料払込期間中は**既払込保険料を下回り**、保険料払込期間満了後も**既払込保険料を下回る場合があります。**

しくみ図(イメージ)
※ 保険料払込期間が第1保険期間と異なる場合



2つの健康状態の告知項目

- 過去5年以内に、**がん^(*)**または**肝硬変**で「医師の診察・検査・投薬・治療」のいずれかをうけたことがある。
(*) がんには、上皮内がん、悪性新生物等を含みます。
【詳細】告知項目について詳細は、「告知書」をご確認ください。
- 現在までに、公的介護保険の**要介護認定(要支援を含む)**をうけたことがある。

※ご職業などについても告知していただきますので、上記の2項目にあてはまらない場合でも、ご契約いただけないことがあります。

! 死亡保険金額、解約返戻金額等について詳細は、「ご提案内容説明書」をご確認ください。



基本保険金額

この保険の保険金をお支払いする際に基準となる保険金額のことをいいます。

災害死亡保険金

被保険者が第1保険期間中に、不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に死亡されたとき等にお支払いするお金のことをいいます。基本保険金額と同額をお支払いします。

死亡保険金

被保険者が死亡されたときにお支払いするお金のことをいいます。第1保険期間中は既払込保険料相当額をお支払いします(災害死亡保険金が支払われる場合を除く)。第2保険期間中は基本保険金額と同額をお支払いします。

解約返戻金

ご契約を解約された場合などに契約者にお支払いするお金のことをいいます。この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としております。保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。



スミセイのご家族アシストプラス

無料▶「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」のサービス・制度があります

たとえばこんなときに役立ちます

	何も申し込んでいない場合	スミセイのご家族アシストプラスなら
契約内容の確認	ご家族としては契約内容を知っておきたいが、 確認できない。 	A ご家族登録サービス
契約内容の変更	契約者が意思表示できず、 手続きできない。 	B 契約者代理制度 契約者が手続きする意思表示ができなくても…

A ご家族登録サービス

POINT

- あらかじめ登録されたご家族も**契約内容等**について、問い合わせできます。
- 契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じて契約者の**連絡先**を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。



・契約者が70歳以上、かつ契約者と登録されたご家族の住所が異なる場合、契約成立後に登録されたご家族あてに「ご家族登録サービス等に関するお知らせ(通知)」を送付します。
 ・住友生命から通知物が届くことをご家族にお伝えください。
 ※「ご家族登録サービス規約」は住友生命ホームページにてご案内しております。

「ご家族登録サービス規約」はコチラ



■ご家族に確認のうえ同意いただきたい事項

登録するご家族には①②、
被保険者には③について
同意を得てください。

- ①各サービス・制度に登録し、お手続き完了後に利用できること
- ②ご家族の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等)を住友生命に開示すること
- ③被保険者の情報(氏名、生年月日)を登録したご家族に開示すること(傷病名等のセンシティブ情報は除きます)

B 契約者代理制度

POINT

- 契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が**住友生命所定のお手続き**を行うことができます。
- 解約返戻金等を契約者代理人の口座で受け取ることも可能です(*1)。



(*1) 契約者代理人が受け取った金銭等は契約者の財産であって契約者代理人の財産ではありません。そのため、契約者代理人が受け取った金銭等は契約者のためにご使用いただけます。
 ※契約者が他に加入の住友生命商品も含めて、被保険者として認知症等を理由に保険金等の支払いを受けた後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意が必要になります。

契約者代理人ができる住友生命所定のお手続きについて

対象となるお手続き例 (*2)	対象外となるお手続き
<ul style="list-style-type: none"> ● 住所変更 ● 契約者貸付制度の利用 ● 基本保険金額の減額 ● 解約 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 告知を要する契約内容の変更等(復活等) ● 保険金等の受取人の変更 ● 保険料払込中でないご契約における契約者の変更 ● 契約者代理人の変更 ● 据え置いて受け取る方法が選択されたことにより、据え置かれた保険金等の請求

(*2) 契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含まれます。

契約者代理人に指定できる方について

以下のいずれかに該当する場合、契約者代理人に**指定**できます。

- 契約者の戸籍上の配偶者、直系血族
- 契約者の兄弟姉妹(兄弟姉妹がいない場合は甥姪)
- 契約者と同居し、または契約者と生計を一にしている契約者の3親等内の親族
- 契約者と同居し、または契約者と生計を一にしている契約者の3親等内の親族以外の方で、かつ住友生命が認める方
- 契約者の療養看護に努め、または契約者の財産管理を行っている方であり、かつ住友生命が認める方
- その他上記と同等の事情があるとして住友生命が認める方

※契約者代理人はご家族登録サービスに登録した方から1人を指定いただくため、ご家族登録サービスも、上記に該当する方を登録すること(最大2名)をお奨めします。

B 契約者代理制度のご利用には **A** ご家族登録サービスのお申込みが必要となります。

詳細▶「契約概要/注意喚起情報」の「契約概要 5」をご確認ください。

